

広島市立大学学生寮管理規程

平成22年4月1日

規程第99号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人広島市立大学施設管理規程（平成22年公立大学法人広島市立大学規程第68号）に定めるもののほか、学生寮の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(入居定員)

第2条 学生寮の入居定員は、男子48人及び女子48人とする。

(入居資格)

第3条 学生寮に入居することができる者は、自宅からの通学が困難な学部1年次生とする。ただし、学長が特に必要と認めるときは、これ以外の学生（交換留学生を含む。）を入居させることができる。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、学生寮に入居することができない。

- (1) 学生寮の秩序又は風紀を乱すおそれがあると認められる者
- (2) 学生寮の管理運営上支障があると認められる者

(許可の手續)

第4条 学生寮に入居しようとする者は、所定の申請書及び誓約書を事務局学生支援室長（以下「学生支援室長」という。）に提出し、学長の許可を受けなければならない。

2 学長は、入居の許可をしたときは、所定の許可書を申請者に交付するものとする。

(入居者の禁止事項)

第5条 入居者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 居室を他人に貸与し、又は居住以外の用途に供すること。
- (2) 入居者以外の者を同居させ、又は宿泊させること。
- (3) 学生寮を模様替えし、又は造作をすること。
- (4) 学生寮の秩序又は風紀を乱すこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理運営上支障があると認められること。

(入居期間)

第6条 入居の期間は、2年以内とする。ただし、学長が特に認めたときは、延長

することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、身体に障害を有する者から入居期間延長の申出を受けたときは、学長は、別にその期間を定めることができる。

(修繕費用の負担)

第7条 集会室、浴室、補食室等の共用部分（以下「共用部分」という。）及び居室の修繕に要する費用は、大学の負担とする。

- 2 入居者の責めに帰すべき事由によって前項の修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、入居者が修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(使用料等)

第8条 入居者は、公立大学法人広島市立大学の授業料等に関する規程（平成22年公立大学法人広島市立大学規程第73号）の定めるところにより、使用料を納付しなければならない。

- 2 前項に規定する使用料のほか、居室及び共用部分に係る電気、ガス、水道及び下水道の使用料、消耗品費並びに退去時の清掃料は、入居者の負担とする。

- 3 入居者は、居室及び共用部分に係る電気、ガス、水道及び下水道の使用料、消耗品費並びに退去時の清掃料を所定の期日までに納付しなければならない。

(退去届)

第9条 入居者は、学生寮を退去しようとするときは、退去する日の30日前までに、所定の退去届を学生支援室長に提出し、学長が指定する者の検査を受けなければならない。

(退去)

第10条 学長は、入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、退去を命ずることができる。

- (1) 第5条の規定に違反したとき。
- (2) 学生寮使用料又は第8条第2項に掲げる経費を3か月以上滞納し、督促しても納付しないとき。

(施設の保全義務)

第11条 入居者は、居室及び共用部分の使用について、必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

- 2 入居者が自己の責めに帰すべき事由によって、居室及び共用部分を滅失し、又は損傷したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

い。

(立入検査)

第12条 学長は、学生寮の管理上必要があると認めるときは、指定した者に随時居室の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。

2 前項の検査において、現に使用している居室に立ち入るときは、あらかじめ当該居室の入居者の承認を得なければならない。

(委任)

第13条 この規程の施行に関し必要な事項は、学生委員会の議を経て学長が定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年1月1日から施行する。